

社会福祉法人弘生福祉会 役員報酬規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人弘生福祉会（以下「法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員の報酬並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 常勤役員とは、選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- 3 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(報酬の支給)

第三条 この法人は、役員に報酬及び手当（通勤手当）を支給する。

- 2 理事が法人の理事会に出席する場合、1日当り、金20,000円を支払う。
- 3 監事が法人の理事会に出席する場合及び監査を行う場合、1日当り、金20,000円を支払う。
- 4 第2項、及び第3項について、常勤役員には支給しないことができる。

(費用の弁償)

第四条 この法人は、役員に費用を弁償する。

- 2 役員が法人の職務を行う場合の交通費は、50Km未満については金3,000円、50Km以上100Km未満については金6,000円、100Km以上については金9,000円を支払う。

(退職慰労金)

第五条 役員の退職慰労金は、任期満了か辞任又は死亡により退任した者に支払うことができる。

死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うことができる。

- 2 退職慰労金は、勤続年数及び貢献度により理事長が定める。

(補則)

第六条 この規程に定めるものの他、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。